

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

金沢市が実施するシェアサイクルシステムである「まちなり」を更新し、これまで以上に利便性を向上させ、持続可能な運営体制を構築するため、その運営業務を実施する最適な候補者を選定することを目的とする。

2 一般事項

(1) 名称

金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

(3) 主催者及び事務局

ア 主催者 金沢市

イ 事務局 金沢市都市政策局交通政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号

担当者 村井

電話 076-220-2038（直通） FAX 076-220-2048

e-mail koutsuu@city.kanazawa.lg.jp

(4) 実施要領等の配布の方法等

ア 方法 本市のホームページにて公表する。

イ 交付資料 (ア) 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務公募型プロポーザル実施要領

(イ) 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務仕様書

(ウ) 提出書類様式

(エ) 参考資料 第3期「まちなり」のあり方に関する提言書

(5) 日程

実施要領等の公表	令和6年4月30日（火）
実施要領等に関する質問の受付期間	令和6年4月30日（火）～令和6年5月10日（金）
質問の回答	令和6年5月16日（木）
参加表明書の提出期間	令和6年4月30日（火）～令和6年5月20日（月）
事業提案書の提出期間	令和6年5月30日（木）～令和6年7月10日（水）
ヒアリングの実施	令和6年7月22日（月）～23日（火）予定
審査結果通知	令和6年8月上旬予定

(6) 契約期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(7) 契約上限額

184,000,000 円（消費税及び地方消費税を含むものとする。）

ただし、令和 6 年度における上限額を 24,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、令和 7 年度から令和 11 年度は残額を配分したものを上限額とする。

### 3 応募資格

(1) 応募者の資格要件

ア 応募者は、次の要件に該当する者とする。なお、応募者は別の応募者の協力事業者となることはできない。

(ア) 金沢市の令和 6・7 年度役務等の入札参加資格を有すること。なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出日（以下「提出日」という。）までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。

入札参加資格申請については金沢市公式ホームページを参照

(イ) 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とする。

(ウ) 次の(a)から(c)のいずれにも該当しないこと。

(a) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者

(b) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

(c) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続の申立てをなされなかった者とみなす。

(エ) 別紙「金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務仕様書」に基づく要件に

対応できること。

- (オ) 日本国内において、シェアサイクル事業（複数の無人サイクルポートで相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指し、社会実験及び実証実験を含む。）を継続して1年以上履行した実績を有すること。ただし、地方公共団体との契約、協定等に基づき実施する事業に限る。

イ 共同企業体（以下「JV」という。）として応募する場合の要件は以下のとおりとする。

- (ア) すべての構成員が上記ア. (ア)から(エ)の要件に該当すること。
- (イ) 構成員のうち1者以上が上記ア. (オ)の要件に該当すること。
- (ウ) 本市の対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
- (エ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、JVの構成員又は協力事業者となることはできない。

## (2) 応募資格の制限

次に該当する者は、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者及びJVの構成員となることができない。

ア 金沢市公共シェアサイクルまちなり運営事業者選定委員会の委員

イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

## 4 当選者の業務概要

- (1) 業務名 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務
- (2) 業務の内容

当選者は、金沢市における公共シェアサイクル事業を実施するためのシステム構築、自転車の調達及びサイクルポートの設置等の環境整備並びにシェアサイクル事業の運営を一括して行う。

- (3) 運用開始までのスケジュール（予定）

令和6年8月	事業詳細の調整
令和6年8月下旬～9月上旬	業務委託契約の締結、運用準備開始
令和7年3月	サイクルポートの整備
令和7年4月	供用開始

## 5 提案募集の手続

- (1) 参加表明書及び資格確認書類の提出

ア 提出書類 (ア) 参加表明書（様式1）

JVで参加の場合は、代表事業者名で作成し、提出すること。

(イ) JV構成表（様式2 JVで参加の場合のみ。）

(ウ) 誓約書（様式3）

- (エ) シェアサイクル事業を1年以上履行した実績（任意様式）  
地方公共団体との契約書又は協定書（写）を添付すること。
- (オ) 会社概要（任意様式）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 令和6年4月30日（火）から令和6年5月20日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。  
郵送又は宅配便等の場合は、令和6年5月20日（月）午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。

エ 提出先 2. (3). イに同じ

(2) 資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の有無に関する確認結果については、参加表明者に確認結果を通知し、参加資格を有する者に事業提案書の提出を要請する。

(3) 事業提案書の提出

事業提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、別紙「仕様書」の内容を踏まえた上で、次に定めるところにより事業提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出書類 (ア) 事業提案書表紙（様式4）

(イ) 事業提案書（様式5(a)～(i)）

(ウ) 参考見積額とその内訳（様式6）

(エ) シェアサイクル運営業務実施体制（様式7）

(オ) 財務諸表（3期分、写し可）

イ 提案内容 (ア) 様式5の(a)から(i)については、それぞれ次の事項について説明するものとする。

(a) 金沢市公共シェアサイクル「まちなり」運営業務に対する実施方針

(b) サイクルポート（貸出・返却場所）及び自転車の台数

(c) 利用料金、料金收受方法、付帯事業

(d) 利用者登録方法、貸出及び返却方法、個人認証方法、多言語対応

(e) サイクルポート及び自転車の仕様、維持管理体制

(f) 運営時間、運営体制、再配置等の体制

(g) 保険、ヘルメット着用等のルール・マナー啓発、防犯等各種対策

(h) 利用促進策、交通事業者や事業との連携、利用データの活用策

(i) その他独自提案

(イ) 様式7については、以下の業務について担当する事業者（JV構成員、協力事業者）をそれぞれ明らかにすること。

(a) 運営の総括

本市の対応窓口となり契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う者

(b) システム業務

シェアサイクルシステム、決済システム等の開発、構築、維持管理を行う者

(c) 窓口関連業務

利用者への対応、料金の徴収、苦情処理等を行う者

(d) 設備関連業務

自転車、駐輪機器等の器材の調達、サイクルポートの整備（設計、施工）を行う者

(e) 維持管理業務

自転車、サイクルポートその他の器材の点検及び修繕を行う者

(f) 自転車再配置業務

自転車の再配置やバッテリーの補充、交換を行う者

なお、必要に応じて上記(a)～(f)を細分化して記載することも可とする。

- ウ 作成要領 (ア) 1組ずつ左仮綴じとする。  
(イ) 様式の大きさは、様式4及び財務諸表はA4判（縦長横書）、様式5から7はA3判（横長横書）とする。  
(ウ) 様式はいずれも片面印刷（カラー印刷可）とする。また、各様式の枚数を増やすことや、枠を変更することは認めない。（あらかじめ個別に変更を認めた様式を除く。）

イ 提出部数 正本1部、副本10部

ウ 提出期間 令和6年5月30日（木）から令和6年7月10日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時45分までとする。郵送又は宅配便等の場合は、令和6年7月10日（水）午後5時45分必着とする。なお、電送は認めない。

エ 提出先 2. (3). イに同じ

(4) 質疑回答

ア 受付期間 令和6年4月30日（火）から令和6年5月10日（金）午後5時45分までとする。

イ 提出方法 質問書（様式8）を電子メールで提出すること。

ウ 提出先 2. (3). イに同じ

エ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他の正当な利益を害するものを除き、令和6年5月16日（木）に本市ホームページで回答内容を公表する。

(5) 書類作成及び提出における留意事項

- ア 提出書類は、簡潔かつ分かりやすく記載すること。文字は注記等を除き原則として 11 ポイント以上とすること。
- イ 写真等の資料を使用する場合は、提案者において調達すること。また、第三者の著作権その他の権利を侵害しないこと。
- ウ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- エ 提案は、1者につき1件に限る。
- オ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- カ 提出された書類は、返却しない。

## 6 審査方法等

### (1) 審査方法

審査については、金沢市公共シェアサイクルまちのり運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案者の中から、事業提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に勘案した上で、別表「評価基準」に基づき評価し、各委員の評価点の合計が最も高い者を選定する。また、評価点が同点となる者が2者以上あるときは、委員の合議により順位を決定する。

### (2) 選定委員会

選定委員会は、次の5名で構成する。

- 加藤 大勝 （金沢M a a Sコンソーシアム 代表幹事）
- 越田 圭 （公認会計士）
- 中坂 暢江 （金沢市観光協会 専務理事）
- 吉田 樹 （福島大学経済経営学類 教授）
- 村角 薫明 （金沢市都市政策局長）

### (3) ヒアリングの実施

- ア 日時 令和6年7月22日（月）～23日（火）を予定（別途通知）
- イ 場所 金沢市役所本庁舎内（別途通知）
- ウ 実施時間 1者あたり50分以内（準備、撤収時間を除く。）とし、説明に30分、質疑応答に20分の配分とする。
- エ 参加人数 1者あたり3名以内とする。なお、電話及びビデオ通話等による遠隔での参加は認めない。
- オ 器材等 説明にあたり、必要な器材は全て事業者で用意することとする。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意する。
- カ その他 ヒアリングに出席しない場合、受注意思がないものとみなして選定の対象としない。

### (4) 審査結果の公表及び通知

審査の結果については、令和6年8月上旬（予定）に当選者を公表するとともに、全ての提案者に郵送で通知する。なお、審査結果の詳細等についての問い合わせは文書で

提出するものとし、電話等での問い合わせには、いかなる場合も応じない。

## 7 契約の締結

### (1) 契約内容等の協議

当選者は、具体的な契約の内容及びシェアサイクル事業の内容について本市と協議を行うこと。また、本市がサイクルポート候補地の管理者や関係機関等と協議を行う際に、必要な資料等の提供や説明のための出席を求めた場合は、誠実に協力すること。

### (2) 契約の方法

本市との協議により契約の内容及びシェアサイクル事業の内容が決定した後、随意契約の方法により委託契約を締結する。

### (3) その他

当選者が契約を締結しない場合又は応募資格を満たさなくなった場合等は、次点者と締結交渉を行う。

## 8 その他

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて事業提案書等が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ 上記アからオまでに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等、選定委員会が失格であると認めた場合

### (2) 辞退

事業提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出するものとする。

### (3) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。

### (4) その他

ア 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等は、いかなる場合も認められない。

イ 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ 当選者の事業提案書及び関係書類は、必要に応じて外部に開示される場合がある。

また、応募書類は、金沢市情報公開に関する条例(平成3年条例第2号)の規定に基づき開示請求がなされたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、本プロポーザルの審査期間中は、同条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象としない。

別表「評価基準」

【評価点】

5：優れている 4：やや優れている 3：普通 2：やや劣る 1：劣る

(重点項目については2を乗じたものを評価点とする。)

大分類	小分類	内容	配点	
実施方針	事業運営の方針	・事業の目的、金沢の特性や本市が抱える課題等を理解し、目的達成のための方針が示しているか。	10	15
	事業展開の計画	・本事業の5年間の展望とそれを実現するための方策はあるか。	5	
運営能力	運営実績、強み	・シェアサイクル事業に関する実績や運営のノウハウを有しているか。 ・本業との相乗効果など、本事業の実施に関して企業としての強みはあるか。	10	25
	経営体力	・会社の経営状況は健全であるか。	5	
	運営体制	・運営は組織化され、業務ごとに役割と責任分担が明確になっているか。 ・市内事業者を積極的に活用しているか。	10	
事業規模	サイクルポート	・サイクルポートの配置及び数、駐輪機器数は適切か。 ・本市指定候補地以外の提案とそれを実現する方策はあるか。	10	15
	自転車	・サイクルポートの数や駐輪機器数に対して適切な自転車台数が確保されているか。	5	
利便性	利用料金	・多くの人が使いやすく、分かりやすい料金体系になっているか。	10	75
		・市民などの継続的な利用に配慮した料金制度を設けているか。 ・独占利用を抑制できる仕組みになっているか。	10	
	決済方法	・決済は容易で、複数の決済方法が用意されているか。	5	
	登録方法	・登録方法は容易でわかりやすく、多くの人が登録しやすいものか。	10	
	貸出・返却方法	・貸出・返却手続は容易でわかりやすく、短時間でできるものか。 ・満車時の対策が講じられているか。 ・貸出・返却は原則24時間行うことが可能か。	10	
	その他利用方法	・ポート案内機能や満空情報を確認する機能はあるか。 ・利用履歴等を確認する機能はあるか。 ・ヘルメットの貸出について、相互貸出・返却等、利用者の利便性が向上するような仕組みがあるか。	10	
	多言語対応	・日本語、英語に対応できているか。年齢や属性を問わず、分かりやすい仕様となっているか。	5	
		・操作画面のほか、日本語話者や英語話者以外の利用者也使いやすい環境が整っているか。	5	
再配置体制	・自転車の再配置業務及びバッテリー交換作業の体制、頻度は適切か。 ・充電はCO <sub>2</sub> 排出量ゼロの電気を用いているか。	10		
経済性	付帯事業	・収益性、実現性のある付帯事業の提案があるか。	10	20
	収支計画	・本事業単独で採算性が確保されているか。 ・契約上限額に対して経済性に優れているか。	10	

大分類	小分類	内容	配点	
運営設備	デザイン性	・自転車及び駐輪機器等のデザインは金沢の景観に配慮されているか。	5	30
	駐輪機器等の仕様	・駐輪機器や案内看板等サイクルポートの設備は設置、撤去が容易なものか。	10	
	自転車の仕様	・自転車の安全性、機能性、耐久性は十分か。	5	
	維持管理体制	・自転車及び駐輪機器等のメンテナンス体制、点検、車両更新の頻度は十分か。 ・タイヤの空気補充やバッテリー交換等の日々の維持管理について、地域でシェアサイクルを支える気運の醸成に繋がる仕組みがあるか。	10	
安全対策等	緊急時の対応	・事故・トラブルなど緊急時の対応窓口、体制及び問い合わせ方法は十分か。	10	40
	保険の内容	・加入する保険の内容はどのようなものか。	5	
	自転車のルール・マナー啓発	・利用者に対する、電動アシスト付き自転車の特性を踏まえた使用上の注意喚起や、安全に走りやすいルートのお知らせは十分か。 ・交通法規遵守のための対策は十分か。 ・ヘルメット着用促進を含む利用者への自転車ルール・マナー向上のための取組はあるか。	10	
	防犯対策	・自転車の防犯、盗難対策は十分か。	5	
	放置駐輪対策	・放置駐輪対策、違法駐輪対策は十分か。	5	
	情報セキュリティ対策	・個人情報の管理方法及びセキュリティ対策は適正か。	5	
利用促進	利用促進策	・サポーター制度や有人窓口の設置と多機能化等、幅広い世代への利用促進のための実効性のある取組があるか。 ・市民の利用を促進するための取組があるか。	10	30
	地域連携事業	・地域と連携した取組はあるか。 ・交通ネットワークの利便性を高めるため、他の交通事業者と連携する取組があるか。 ・石川中央都市圏へのエリア拡大等の必要が生じた場合、柔軟に対応可能か。 ・北陸新幹線敦賀延伸後の沿線でシェアサイクルを導入している都市と連携する取組があるか。	10	
	提供可能データ	・GPSを活用して本市に対して有意義なデータを提供できるか。 ・GBFSデータを提供できるか。 ・利用データ等に基づいて本市に対して事業提案等を行うことができるか。	10	
独自提案	その他独自提案	・事業の効果を高める、実現性のある独自の取組提案はあるか。 ・市民や来街者に金沢の魅力を知ってもらうための提案はあるか。	10	10
合計	30項目	32項目		260